

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中央区は、番号法及び個人情報保護に関する法令を遵守し、住民サービスに配慮したルール及び体制を確立し、住民基本台帳事務と付帯事務において個人情報の安全な整備と利用・保護に取り組むことを誓うとともに、個人情報保護方針を定め、これを実行し維持することを宣言致します。

特記事項

住民基本台帳事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。

評価実施機関名

中央区長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の概要	区市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、区市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法(以下「住基法」という。)に基づき、作成されるものであり、区市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的行うものであり、区市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム(住基ネット)を都道府県と共同して構築している。 中央区は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。(別添1を参照) ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元区市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者等の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構(以下「機構」という。)への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 また、②に関する届出及び申請の受領は、窓口及び郵送、ならびにサービス検索・電子申請機能で受領するとともに、届出により住民等への通知が必要となった場合には、郵送又はマイナポータルのお知らせ機能を利用し通知する。
③システムの名称	・住民記録システム(=既存住民基本台帳システム) ・住民基本台帳ネットワークシステム市町村コミュニケーションサーバ(市町村CS) ・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム・申請管理システム) ・中間サーバー ・コンビニ交付システム

2. 特定個人情報ファイル名

- (1)住民基本台帳ファイル
- (2)本人確認情報ファイル
- (3)送付先情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)(平成25年5月31日法律第27号) ・第7条(指定及び通知) ・第16条(本人確認の措置) ・第17条(個人番号カードの交付等) 2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) ・第5条(住民基本台帳の備付け) ・第6条(住民基本台帳の作成) ・第7条(住民票の記載事項) ・第8条(住民票の記載等) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付) ・第12条の4(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付の特例) ・第14条(住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置) ・第22条(転入届) ・第24条の2(個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例) ・第30条の6(市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等) ・第30条の10(通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供) ・第30条の12(通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	＜選択肢＞ [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,48,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,91,92,96,106,108,110,112,115,118,124,129,130,132,136,137,138,141,142,144,149,150,151,152,155,156,158,160,163,164,165,166 の項 (第2条の表における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会を行わない)
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	中央区 区民部 区民生活課
②所属長の役職名	区民生活課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒104-8404 東京都中央区築地一丁目1番1号 中央区役所 総務部総務課情報公開係
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[10万人以上30万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月10日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なでない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない(入手) [] 接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

[illegible]

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I . 5. ②	高橋 和義	石川 英利	事後	
平成28年4月1日	II . 1	平成26年12月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成28年4月1日	II . 2	平成26年12月1日時点	平成28年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	I -1-②	については、今後、総務省令により	については、総務省令により	事後	
平成29年4月1日	II -1	平成28年4月1日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年4月1日	II -2	平成28年4月2日時点	平成29年4月2日時点	事後	
平成31年3月28日	I -5-②	区民生活課長 石川 英利	区民生活課長	事後	
平成31年3月28日	I -1-③	証明書自動交付システム	コンビニ交付システム	事後	
平成31年3月28日	II -1	平成29年4月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
平成31年3月28日	II -2	平成29年4月1日時点	平成30年6月1日時点	事後	
令和2年2月26日	I -1-③	証明書自動交付システム	コンビニ交付システム	事後	
令和2年2月26日	I -3 法令上の根拠2. 住民基本台		第22条(転入届)	事後	追記
令和2年2月26日	I -4-②	(別表における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	(別表における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	法改正に伴う変更
令和2年2月26日	II -1	平成30年6月1日時点	令和元年10月31日時点	事後	
令和2年2月26日	II -2	平成30年6月1日時点	令和元年10月31日時点	事後	
令和3年6月4日	I-4-②	・番号法第19条第7号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠) : 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)	事後	法改正に伴う変更
令和3年6月4日	II -1	令和元年10月31日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和3年6月4日	II -2	令和元年10月31日時点	令和3年4月1日時点	事後	
令和4年6月28日	II -1 対象人数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和4年6月28日	II -2 取扱者数	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	
令和5年2月3日	I -1-②	区市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、区市町村の住民に関する正確な記録が整備されていないなければならない。 (略) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	区市町村が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、区市町村の住民に関する正確な記録が整備されていないなければならない。 (略) なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、総務省令により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。 また、②に関する届出及び申請の受領は、窓口及び郵送、ならびにサービス検索・電子申請機能で受領するとともに、届出により住民等への通知が必要となった場合には、郵送又はマイナポータルのお知らせ機能を利用し通知する。	事前	オンラインによる転出・填入(転居)予約の開始に伴う変更
令和5年2月3日	I -1-③	・住民記録システム(＝既存住民基本台帳システム) ・住基ネットGWシステム ・住民基本台帳ネットワークシステム市町村コミュニケーションサーバ(市町村CS) ・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ・中間サーバー ・コンビニ交付システム	・住民記録システム(＝既存住民基本台帳システム) ・住基ネットGWシステム ・住民基本台帳ネットワークシステム市町村コミュニケーションサーバ(市町村CS) ・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) ・中間サーバー ・コンビニ交付システム ・サービス検索・電子申請機能	事前	オンラインによる転出・填入(転居)予約の開始に伴う変更

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月3日	I-1-3	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号)(平成25年5月31日法律第28号施行時点) (略) ・第12条の1(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)	2. 住民基本台帳法(住基法)(昭和42年7月25日法律第81号) (略) ・第12条(本人等の請求に係る住民票の写し等の交付)	事後	
令和5年10月1日	II-1	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和5年10月1日	II-2	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	
令和6年9月18日	I-3	(平成25年5月31日法律第28号施行時点)	削除	事後	
令和6年9月18日	I-4-②	・番号法第19条第8号(特定個人情報の提供の制限)及び別表第二(別表第二における情報提供の根拠):第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「住民票関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項)(別表第二における情報照会の根拠):なし(住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 1,2,3,5,7,11,13,15,20,28,37,39,48,53,57,58,59,63,65,66,69,73,75,76,81,83,84,86,87,91,92,96,106,108,110,112,115,118,124,129,130,132,136,137,138,141,142,144,149,150,151,152,155,156,158,160,163,164,165,166 の項 (第2条の表における情報照会の根拠) なし (住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会が行わない)	事後	法改正に伴う変更
令和6年9月18日	II-1	令和5年4月1日時点	令和6年4月10日時点	事後	
令和6年9月18日	II-2	令和5年4月1日時点	令和6年4月10日時点	事後	
令和8年1月1日	I-1-③	・住基ネットGWシステム	削除	事前	令和7年12月までは変更前の記載の「住基ネットGWシステム」は稼働するが、令和7年1月以降ガバメントクラウド環境利用開始の新システム(稼働自体は令和8年1月以降)においては、「住基ネットGWシステム」は使用しない。
令和6年12月27日	I-1-③	・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム)	・番号連携サーバ(団体内統合宛名システム・申請管理システム)	事後	
令和6年12月27日	I-1-③	・サービス検索・電子申請機能	削除	事後	
令和6年12月27日	IV-8 人為的ミスが発生するリスクの対策は十分か		十分である	事後	
令和6年12月27日	IV-8 判断の根拠		住基ネット照会を行う際には4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。また、マイナンバー入りの書類を送付する作業では、複数人での確認を行うようにしており、一連の作業をマニュアル化して情報共有しているため、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	
令和6年12月27日	IV-11 最も優先度が高いと考えられる対策 全項目評価又は重点項目評価を実施する		○	事後	